

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会 次第

平成29年8月30日(水) 午後4時から
於) 佐久市議会棟 1階 第3委員会室

1. 開 会
2. 委嘱書の交付
3. 自己紹介
4. 障害者福祉部会の組織等について
5. 部会長の選出
6. 部会長職務代理の指名について
7. 審議事項
 - (1) 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について・・・資料No.1
8. 報告事項
 - (1) 佐久市障害者福祉所管の概要について・・・・・・・・・・資料No.2
 - (2) 第一次佐久市障がい者プラン後期計画の中間報告について・・・資料No.3
 - (3) 第5期佐久市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画について
9. その他
10. 閉 会

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会

資料目次

1. 佐久市保健福祉審議会条例 1～2
 *組織図 3
2. 委員名簿
 障害者福祉部会委員名簿 4
3. 審議事項
 (1) 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について 資料No.1
4. 報告事項
 (1) 佐久市障害者福祉所管の概要について 資料No.2
 (2) 第一次佐久市障がい者プラン後期計画の中間報告について . . . 資料No.3

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号
改正 平成22年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

- 2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。
- 4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。
- 3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

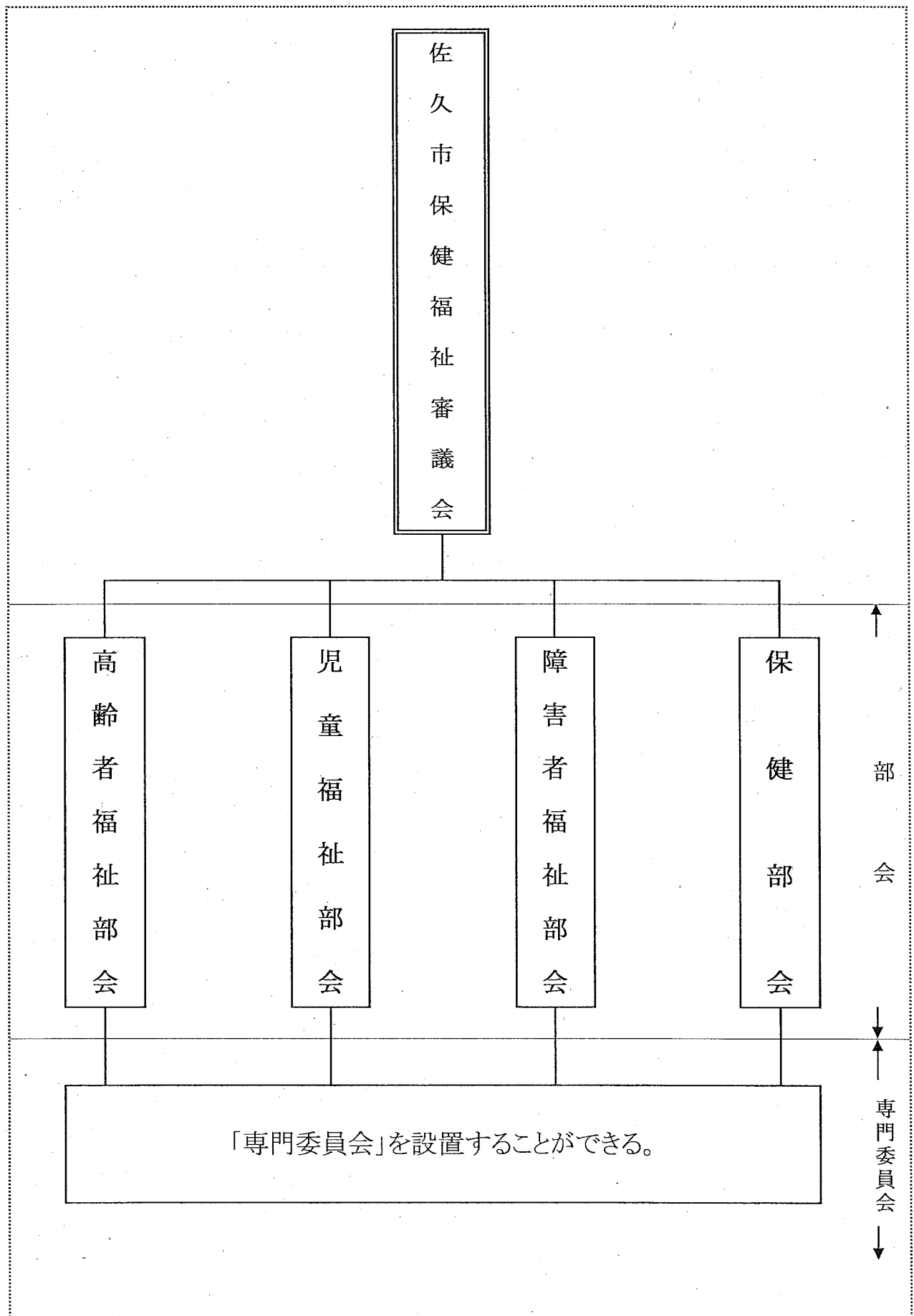
2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会委員名簿

任期：H29.8.30～H31.8.29

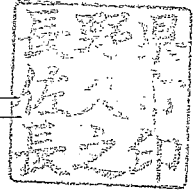
(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	長野県弁護士会 佐久在住会	山 田 啓 顕
	識見者	障害者スポーツ指導員	浅 倉 俊 男
	区長会	佐久市区長会副会長	渡 辺 一 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	土 屋 珠 江
●	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	佐 藤 和 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	武 重 和 彦
	保健補導員会	佐久市保健補導員会理事	井 出 杏 子
●	福祉団体	佐久市身体障害者福祉協会 会長	小 林 壽 夫
●	福祉施設	緑の牧場学園施設長	小 林 眞 浩
●	福祉施設	NPO法人ウイズ・ハートさく理事長	杉 田 義 夫
	PTA代表	小諸養護学校PTA佐久支部 支部長	竹 内 明 子
	産業関係団体	佐久商工会議所 専務理事	佐 藤 剛
	在宅看護職	在宅看護職の会	横 山 孝 子

29佐福第231号
平成29年8月30日

佐久市保健福祉審議会
会長 堀内 ふき 様

佐久市長 柳田 清二



第三次佐久市地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法第4条において、社会福祉の基本理念のひとつである「地域福祉の推進」について掲げられており、また、地域福祉を推進するための方策として、同法第107条に「市町村地域福祉計画」を策定するよう求められています。

このことに基づき、本市では、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「第一次佐久市地域福祉計画」、平成25年度から平成29年度を計画期間とする「第二次佐久市地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れる仕組みづくりに取り組んできました。

この度の「第三次佐久市地域福祉計画」では、この間の社会情勢の変化や計画の進み具合を踏まえ、佐久市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と一体化し、策定を行いたいので、貴審議会の意見を求めます。

第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

本計画では、佐久市と佐久市社会福祉協議会がより一層の連携を図り、地域の人々にとって分かりやすい計画とするため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」とを一体的に策定していきます。

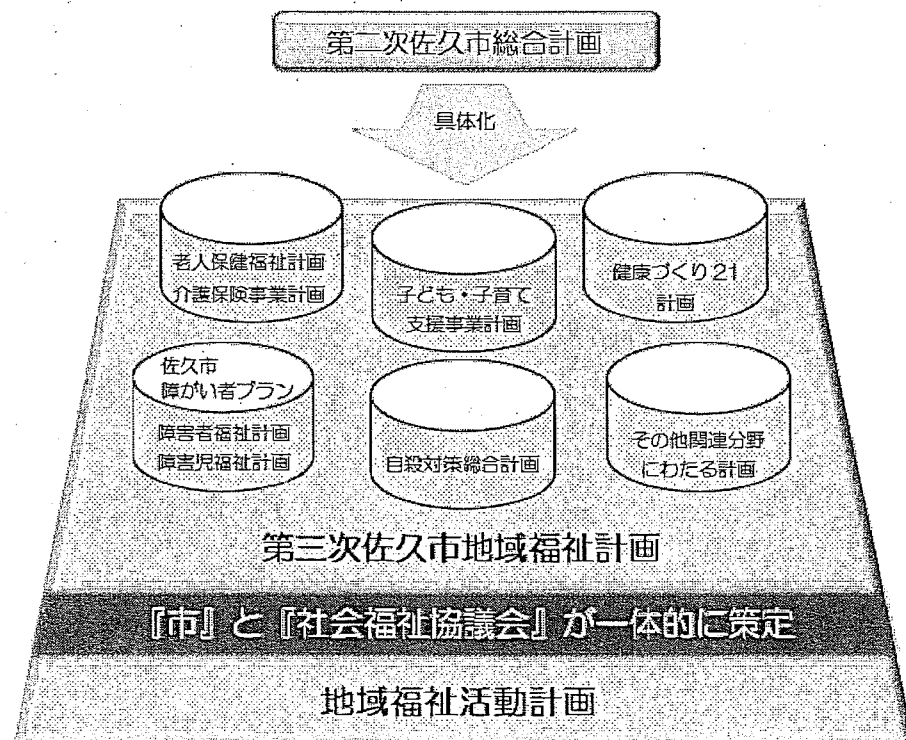
計画の名称は「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、第三次計画）とします。

1 策定の目的

- ◆ 「地域福祉」とは、個人の尊厳を基本に、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが安心してその人らしい生活が送れるよう、地域住民やボランティア団体、サービス事業者、行政等が協力して自立支援をしていくことです。本計画は、市や社会福祉協議会、関係機関と地域住民などが協働し、地域福祉の仕組みづくりを計画的に進めていくため策定します。
- ◆ 現行の第二次佐久市地域福祉計画が平成29年度に終了することから、平成29年度末までに次期計画となる第三次計画を策定します。
- ◆ 先の計画の見直しを行い、自殺対策や社会的孤立など現状の地域福祉を取り巻く課題を取り入れた計画とします。また、厚生労働省より地域福祉計画に盛り込む事項と定められた、平成27年4月から施行の生活困窮者自立支援法に係る具体的な事項についても盛り込みます。

2 計画の性格

- ◆ 第二次佐久市総合計画の施策を具体化する計画として位置づけられるとともに、社会福祉法第107条*に基づく市町村地域福祉計画であり、総合計画と分野別計画の中間に位置づけられるものです。



3 計画の期間

- ◆ 平成30年度～平成34年度までの5年間

4 計画書の構成

本計画より、佐久市社会福祉協議会（以下、社協）が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定していくにあたって、計画書の構成を以下の通りとします。

従来（第二次計画まで）

- ◆ 市が作成する「地域福祉計画」の中では、社協の役割や取り組みの方向性のみ記載
- ◆ 社協は市の作成した計画を受けて、改めて具体的な取り組みや行動計画等を盛り込んだ「地域福祉活動計画」を策定



第三次計画より

- ◆ 市が作成する「地域福祉計画」の中の「具体的施策の展開」の項目に、社協が「地域福祉活動計画」として記載できるよう組み込みます。
- ◆ これにより、社協は市の策定する計画の具体的施策に対して、一つ一つ行動計画を示すことができるようになり、地域住民など計画を読む側の人々にとっても分かりやすい構成となります。

5 策定スケジュール（予定）

項目	H28		H29										H30		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事務局	アンケート調査						→								
	計画(骨子)の作成 ▲						→								
	計画(素案)の策定 ■							→							
	計画作成											→			
審議会	諮問・答申						●							●	
	各部会協議						●		▲	■			●		
庁内検討	企画調整幹事会							▲		■					
	企画調整委員会								▲	■					
	庁内検討部会	●							■						
市民参加									▲		■				

*社会福祉法 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

数値目標一覧

章	目標項目	現状 (平成24年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	中間年度 (平成28年度実績)	中間年度 (平成28年度目標)	目標 (平成30年度)
第1章 地域での自立生活への支援	①日常生活用具給付件数	1,978件	1,970件	2,032件	2,152件	2,222件	2,591件	2,966件
		検証結果	手帳申請と同時に日常生活用具の申請をするケースが増えており、制度が浸透してきたと考えられることや、紙おむつ等、すでに利用していた方の機能低下等により、利用頻度が増えていることで、件数は増加しているが、手帳所持者数が横ばいであるため、目標には到達しなかった。					
	②福祉的就労の場の拡大	320人	320人	386人	386人	386人	350人	370人
		検証結果	利用者の増加に伴い新たな施設が開所され、目標に到達した。					
	③就労継続支援B型事業所の月額平均工賃(一人当たり)	13,962円	13,740円	15,352円	14,624円	14,735円	16,318円	17,500円以上
		検証結果	工賃は年々増加傾向にあるが、中間目標には到達しなかった。					
第2章 人権の尊重と社会参加の促進	①佐久市登録手話通訳者・要約筆記奉仕員数	25人	37人	36人	34人	34人	42人	45人
		検証結果	手話通訳・要約筆記ともに、資格を得るまでの期間が長く、また、講座・試験等の会場が限られているため、他の仕事をしながら資格取得することが難しく、横ばい(減少傾向)である。					
	②手話通訳等派遣回数	151回	157回	105回	152回	194回	190回	210回
		検証結果	差別解消法の施行に伴い、講演会等の申請が増加したため、中間目標に到達した。					
第3章 地域安心づくり暮らしの推進	①移動支援利用実人数	98人	98人	91人	107人	128人	140人	167人
		検証結果	社会参加に踏み出す第一歩として、移動支援が利用されるケースが増えてきたが、中間目標には到達しなかった。					
	②災害時住民支え合いマップ作成	208行政区	212行政区	230行政区	236行政区	239行政区	230行政区	240行政区
		検証結果	民生委員さん・区長さんに、毎年、作成依頼をした結果中間目標に到達した。あと1行政区で、全行政区作成となる。					
第4章 総合的な支援体制の充実	①相談支援専門員の人数	18人	23人(H26.4.1)	32人(H27.4.1)	34人(H28.4.1)	31人(H29.3.31)	31人	35人
		検証結果	平成27年度にはすべての利用者が計画相談支援の対象となり、事業所連絡会等を通じて相談支援専門員の増加について働きかけた結果、中間目標に到達した。					
	②指定相談支援事業所数	11事業所	11事業所	14事業所	15事業所	15事業所	20事業所	23事業所
		検証結果	障害者自立支援協議会等を通じて指定相談支援事業所の増加について働きかけ、微増傾向で推移してきたが、中間目標には到達しなかった。					

総評:中間目標を達成できたものについては、さらに事業の推進できるよう、また、中間目標を達成出来なかったのものについては、引き続き平成30年度の目標達成に向けて取り組みを進めてまいります。